## 平成21年度環境省政策評価書(事後評価)要旨

評価実施時期:平成22年4月

担当部局:廃棄物・リサイクル対策部

施策名:(施策4)廃棄物・リサイクル対策の推進

施策体系:(目標4-4)産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)

## 評価結果の概要

## 【達成の状況】

○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。平成21年度末時点で、産業廃棄物の再生利用認定制度においては48件が認定を受けており、広域認定制度においては184件が認定を受けた。PCB廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ887件増加し、2,968件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約14%から約19%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及ともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

#### 【必要性】

- ○産業廃棄物については、平成 19 年度における排出量は 419 百万トンであり、基準年と比べるとほぼ横ばい(基準年の約2%増)である。また、再生利用率は約0.8ポイント増52.1%(目標値47%以上)と高水準を維持しており、最終処分量についても 20 百万トン(目標値30 百万トン以下)と、産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量についても 41g-TEQ/年(目標値50g-TEQ/年)と順調に減少している。以上の指標の基準年の値、経年変化、目標年及び目標値を総合的に勘案すれば、目標達成に向け順調に成果が得られているが、引き続き発生抑制に取り組んでいく必要がある。
- ○廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を 保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。
- ○これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を 構築する基盤となる。
- ○また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのある PCB 廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国として PCB 廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。
- ○産業廃棄物の適正処理を行うために必要な施設である最終処分場について、平成21年11月の環境基準の改訂を受けて、 その基準のあり方を検討し、安全・安心な最終処分場を確保していくことが必要である。

# 【有効性】

- ○産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減しており、平成20年度においては前年度の排出量より17g-TEQ削減した。
- 〇PCB廃棄物の処理については、全国5箇所における拠点的広域処理施設の整備を行い、処理を実施しており、平成28年7月までに処理完了という目標達成に向け、着実に処理を行っている。なお、これまでの処理量(高圧トランス等)は平成19年度が10,466台、平成20年度が15,319台である。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、無害化処理認定の対象に追加(平成21年11月)するなど、処理体制の整備等を進めている。
- ○石綿含有廃棄物の処理については、平成 18 年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理 を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。平成 21 年度末時点で、1件が認定を受けている。今後、この制 度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。
- ○法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。
- ○第 174 回国会に、廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、マニフェスト制度の強化、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入、廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化、廃棄物の不法投棄等に関する罰則の強化などを内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。

#### 【効率性】

- ○産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及びPCB 処理施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。
- ○その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。

## 【今後の展開】

- ○今後も多量排出事業者対策を含めて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用を推進する。また、暴力団排除対策も含めた 処理業者の優良化、電子マニフェストの普及等に取り組み、適正処理を進める。
- ○PCB廃棄物についても、処理体制の構築とともに確実かつ適正な処理の推進を行う。
- ○平成 18 年度の廃棄物処理法改正により創設された無害化処理認定制度を活用し、石綿含有廃棄物の確実な処理を推進する。

○安心・安全な産業廃棄物最終処分場の確保に向けて、最終処分場の基準の改正を検討する。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称 及び単位		①産業廃棄物の排出量[百万ト٫]						
		②産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率[%]						
		③産業廃棄物の最終処分量[百万トン]						
		④産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]						
		⑤高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量[万台]						
指標年度等		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	1	422	418	419	調査中	調査中	H22 年度	458
	2	51.9	51.3	52.1	調査中	調査中	H22 年度	47
	3	24	22	20	調査中	調査中	H22 年度	30
	4	(H17年) 73	62	58	41	調査中	H22年	50
	<b>⑤</b>	29	30	30	調査中	調査中	H28年	0
目標を設定 した根拠等		基準年	①~③平成9年度 ④平成9年 ⑤平成13年度		基準年の信	直 ①410 ②4	①410 ②41 ③66 ④1,505 ⑤24	
		根拠等	①~③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図					
			るための基本的な方針					
			④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画					
			(5)ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画					